

議案第 4 2 号	平成 2 7 年度農業共済事業事務費賦課総額及び賦課単価について
農 業 振 興 課	平成 2 7 年度における農業共済事業事務費賦課総額及び賦課単価を定めるため、三田市農業共済条例第 5 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるもの。

【 概 要 】

平成 27 年度農業共済事業において、当事業加入者から三田市農業共済条例（昭和 47 年三田市条例第 13 号）第 5 条の規定に基づき賦課金を徴収するため、賦課総額及び賦課単価を下記のとおりとするもの。

- 1 賦課総額 7,193 千円
- 2 賦課単価（積算の根拠） 下表のとおり
- 3 根拠法令

農業災害補償法、三田市農業共済条例

※ 賦課金 = { 一般事務費支出予定額 - ( 国補助金 + その他収入予定額 ) + 連合会賦課金 }

区分		引受予定共済金額 (千円)	賦課単価	賦課金額 (千円)
水稻共済割		811,444	共済金額の 1000 分の 2	1,623
麦共済割		7,987	共済金額の 1000 分の 5	40
家畜共済割	乳牛	137,925	共済金額の 1000 分の 8	1,103
	肉用牛	593,700	共済金額の 1000 分の 7	4,156
畑作物共済割		2,557	共済金額の 1000 分の 5	12
園芸施設 共済割	ガラス室Ⅰ類	1,000	共済金額の 1000 分の 1	1
	ガラス室Ⅱ類	70,000	共済金額の 1000 分の 1	70
	プラスチックハウスⅡ類	41,000	共済金額の 1000 分の 2	82
	プラスチックハウスⅣ類	17,000	共済金額の 1000 分の 2	34
	プラスチックハウスⅤ類	72,000	共済金額の 1000 分の 1	72
合計		1,754,613	—	7,193